

DoCoリモ・ネットV2利用規約【現改比較表】 2026年9月10日現在	
～2026年9月28日	2026年9月29日～

第2条（規約の変更） 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。 （1） 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき （2） 本規約の変更が、利用契約（第8条第2項において定義します）の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき	第2条 （規約の変更） 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者へ当社が適切と判断した方法にて公表または通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。 （1）（略） （2）（略）
---	---

第3条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。

用語	用語の意味
無線パケット通信端末	当社ネットワークサービスに対応したパケット通信端末および当社が認定したパケット通信端末
管理者	本サービスを利用するにあたり契約者が指定するもので、本サービスの利用について管理・監督を行う者
利用者	契約者の従業員（派遣社員、業務委託社員及び協力社員も含む）のうち、契約者が指定し、登録した者
ASPセンタ	本サービス提供の目的に供するルータ及びサーバ等が集積される当社の管理する事業所

第4条（本サービスの内容）

当社が提供する本サービスの内容は、別紙1に定める「サービス仕様書」のとおりとします。

第5条（本サービスの提供区域）

当社が本サービスを提供する範囲は、以下の条件をいずれも満たした地域のみとします。

- (1) 日本国内もしくは当社が認定した地域
- (2) 本サービスに対応したネットワークサービスを提供している地域

第3条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。

用語	用語の意味
無線パケット通信端末	当社ネットワークサービスに対応したパケット通信端末および当社が認定したパケット通信端末
管理者	本サービスを利用するにあたり契約者が指定するもので、本サービスの利用について管理・監督を行う者
利用者	契約者の従業員（派遣社員、業務委託社員 ^{および} 協力社員も含む）のうち、契約者が指定し、登録した者
ASPセンタ	本サービス提供の目的に供するルータ ^{および} サーバ等が集積される当社の管理する事業所

第4条（本サービスの内容）

当社が提供する本サービスの内容は、別紙 1 に定める「サービス仕様書」^{[（以下「仕様書」といいます）](#)}のとおりとします。

第5条（本サービスの提供区域）

当社が本サービスを提供する範囲は、以下の条件をいずれも満たした地域のみとします。

- ^{[\(1\) 日本国内であること](#)}
- (2) 本サービスに対応したネットワークサービスを提供している地域

第6条（本サービス利用の条件） 当社は日本国内で商業登記された法人からの本サービスの利用の申込みのみ、受け付けるものとします。 2. 本サービスの利用にあたっては契約者自らの費用負担で別紙1「サービス仕様書」第7項に定める技術的事項を満たした自動販売機、無線パケット通信端末、PC、携帯電話等の通信端末及びその他の機器をご用意いただく必要があります。 3. 契約者は自動販売機の設置にあたっては自らの費用と責任でネットワーク回線の調達及び電波受信状況の確認、無線パケット通信端末の電源確保など利用に必要な作業を実施し、設置場所を決定いただく必要があります。 4. 契約者は、本サービスの利用に関わる権利及び義務を第三者に貸与および譲渡することはできないものとします。ただし、当社が必要と認めた場合はこれを除きます。	第6条（本サービス利用の条件） 当社は日本国内で商業登記された法人からの本サービスの利用の申込みのみ、受け付けるものとします。 2. 本サービスの利用にあたっては契約者自らの費用負担で仕様書第7項に定める技術的事項を満たした自動販売機、無線パケット通信端末、PC、スマートフォン等の通信端末およびその他の機器をご用意いただく必要があります。 3. 契約者は本サービスの利用にあたっては、当社が別途指定する通信サービス契約をご契約いただく必要があります。 4. 契約者は自動販売機の設置にあたっては自らの費用と責任でネットワーク回線の調達および電波受信状況の確認、無線パケット通信端末の電源確保など利用に必要な作業を実施し、設置場所を決定いただく必要があります。 5. 契約者は、本サービスの利用に関わる権利および義務を第三者に貸与および譲渡することはできないものとします。ただし、当社が必要と認めた場合はこれを除きます。
第3章 申込及び承諾等	第3章 申込および承諾等
第9条（申込の拒絶） （略） （1）～（4）（略） （5）第17条（支払）に定める義務を怠るおそれがあると当社が判断したとき （6）～（8）（略） （略）	第9条（申込の拒絶） （略） （1）～（4）（略） （5）第17条（請求と支払）に定める義務を怠るおそれがあると当社が判断したとき （6）～（8）（略） （略）

第 11 条（契約者の登録情報の変更） 契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所、請求書送付先その他契約者が契約申込書にて当社に届け出た事項に変更があったときは、書面又は当社所定の方法により、速やかに当社に届け出るものとします。当該変更があったにもかかわらず、当社に届出がないときは、当社が届出を受けている氏名、名称、住所等の送付先への郵送等をもって、その通知をしたものとします。 2. （略）	第 11 条 （契約者の登録情報の変更） 契約者は、氏名、名称、住所<u>もしくは</u>は居所、請求書送付先その他契約者が契約申込書にて当社に届け出た事項に変更があったときは、書面<u>または</u>当社所定の方法により、速やかに当社に届け出るものとします。当該変更があったにもかかわらず、当社に届出がないときは、当社が届出を受けている氏名、名称、住所等の送付先への郵送等をもって、その通知をしたものとします。 2. （略）
第5章 サービス提供の中止及び提供停止等	第5章 サービス提供の中止<u>および</u>提供停止等

第12条（利用の中断） 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。 （１）天災地変等の不可抗力により本サービスが提供できなくなったとき （２）毎日午前1時から午前2時までの間で、本サービスの提供に必要となる設備の定期保守を実施するとき （３）本サービスの提供を停止したうえでの保守を緊急に行う必要が生じたとき （４）その他、運用上あるいは技術上、本サービスの提供を停止しなければならないやむを得ない事由があるとき ２．（略） ３．当社は、本サービスの全部若しくは一部の提供中断、又は前項に定める利用の制限等を計画しているときは、その旨を当社が適当と判断する方法で契約者に通知又は周知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。 ４．当社は、第１項又は前項に基づき本サービスの提供が中断されたこと又は本サービスの利用が制限等されたことにより契約者、利用者又はその他の第三者に生じた損害について、責任を負わないものとします。	第12条（利用の中断） 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を中断することがあります。 （１）天災地変等の不可抗力により本サービスが提供できなくなったとき （２）毎週土曜日午前0時30分から午前6時までの間で、本サービスの提供に必要となる設備の定期保守を実施するとき （３）本サービスの提供を停止したうえでの保守を緊急に行う必要が生じたとき （４）その他、運用上あるいは技術上、本サービスの提供を停止しなければならないやむを得ない事由があるとき ２．（略） ３．当社は、本サービスの全部もしくは一部の提供中断、または前項に定める利用の制限等を計画しているときは、その旨を当社が適当と判断する方法で契約者に通知または周知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。 ４．当社は、第1項、第2項および前項に基づき本サービスの提供が中断されたことまたは本サービスの利用が制限等されたことにより契約者、利用者またはその他の第三者に生じた損害について、責任を負わないものとします。
---	---

第13条（利用の停止） 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社所定の手続きに従い本サービスの全部又は一部の利用を停止することがあります。 （１）（略） （２）第14条（禁止事項）各号のいずれかに違反したとき （３）第17条（支払）に定める支払期日を経過してもなおサービスの料金を支払わないとき（支払期日を経過した後、金融機関等において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます） （４）当社に対して虚偽の届出又は通知をしたとき （５）利用者及びその他の第三者による本サービスの利用に支障を与える又はそのおそれのある行為があったとき （６）その他本規約に違反したとき ２．当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、事前にその理由、利用停止日及びその期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。 ３．当社は、本条第１項の規定にかかわらず、契約者に対し、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、当該措置は、当社が本条に基づき利用停止すること又は第15条に基づき本サービスの利用契約を解除することを妨げるものではないものとします。 ４．当社は、第１項に基づき本サービスの利用を停止されたことにより契約者、利用者又はその他の第三者に生じた損害について、責任を負わないものとします。	第 13 条（利用の停止） 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社所定の手続きに従い本サービスの全部または一部の利用を停止することがあります。 （１）（略） （２）第 14 条（禁止事項）各号のいずれかに該当するとき （３）第 17 条（請求と支払）に定める支払期日を経過してもなお本サービスの料金を支払わないとき（支払期日を経過した後、金融機関等において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます） （４）当社に対して虚偽の届出または通知をしたとき （５）利用者およびその他の第三者による本サービスの利用に支障を与えるまたはそのおそれのある行為があったとき （６）その他本規約に違反したとき ２．当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、事前にその理由、利用停止日およびその期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。 ３．当社は、本条第１項の規定にかかわらず、契約者に対し、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、当該措置は、当社が本条に基づき利用停止することまたは第 15 条（契約の解除）に基づき本サービスの利用契約を解除することを妨げるものではないものとします。 ４．当社は、第１項に基づき本サービスの利用を停止されたことにより契約者、利用者またはその他の第三者に生じた損害について、責任を負わないものとします。
---	---

第14条（禁止事項） 契約者は、次の各号に該当する行為をしてはならず、また利用者にさせてはならないものとします。 （１）第三者又は当社の著作権その他権利、財産、プライバシー、肖像権等を侵害する又はそのおそれのある行為 （２）第三者又は当社に不利益若しくは損害を与える又はそのおそれのある行為 （３）公序良俗に反する又はそのおそれのある行為 （４）本サービスの運営を妨げる、又は当社の信用を毀損する行為 （５）コンピュータウィルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、又は本サービスに関連して使用又は提供する行為 （６）詐欺その他の犯罪行為 （７）第三者になりすまして本サービスを利用する行為 （８）当社又は第三者の機器、設備等または本サービスの提供用設備の利用または運営に支障を及ぼす行為 （９）その他法令に違反する又はそのおそれのある行為 （10）その他当社が不適切と判断する行為	第 14 条（禁止事項） 契約者は、次の各号に該当する行為をしてはならず、また利用者にさせてはならないものとします。 （１）第三者または当社の著作権その他権利、財産、プライバシー、肖像権等を侵害するまたはそのおそれのある行為 （２）第三者または当社に不利益もしくは損害を与えるまたはそのおそれのある行為 （３）公序良俗に反するまたはそのおそれのある行為 （４）本サービスの運営を妨げる、または当社の信用を毀損する行為 （５）コンピュータウィルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用または提供する行為 （６）詐欺その他の犯罪行為 （７）第三者になりすまして本サービスを利用する行為 （８）当社または第三者の機器、設備等または本サービスの提供用設備の利用または運営に支障を及ぼす行為 （９）その他法令に違反するまたはそのおそれのある行為 （10）その他当社が不適切と判断する行為
---	---

第 15 条（契約の解除）

当社は、次の各号に該当するときは、本サービスの利用契約を解除することがあります。

（１）第 13 条（利用の停止）に基づき、本サービスの利用が停止された場合において、当該事由が直ちに当社の業務に支障を及ぼすおそれがあるとき、又は契約者が当該利用停止日から 2 ヶ月以内に当該停止の原因となった事由を解消しないとき

（２）前条に定める禁止行為を行ったとき

（３）契約者自ら支払いの停止があったとき、支払い不能の状態に陥ったとき、破産手続開始・民事再生手続開始・会社更生手続開始若しくは特別精算開始の申立があったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、または自らを債務者とする仮差押え・保全差押さえ若しくは差押さへの命令・通知が発送されたときなど、債務履行が困難であると当社が判断したとき

2．当社は、前項の規定により本サービスの利用契約を解除するときは、事前にその理由及び解除日を契約者に通知します。

3．当社は、第 1 項に基づき本サービスを解除したことにより契約者、利用者又はその他の第三者に生じた損害について、責任を負わないものとします。

4．契約者は、第 1 項に基づき本サービスの利用契約が解除された場合は、既に発生した当社に対する債務及び利用契約の解除日時点における月額利用料の全額を直ちに支払うものとします。

第 15 条（契約の解除）

当社は、次の各号に該当するときは、本サービスの利用契約を解除することがあります。

（１）第 13 条（利用の停止）に基づき、本サービスの利用が停止された場合において、当該事由が直ちに当社の業務に支障を及ぼすおそれがあるとき、または契約者が当該利用停止日から 2 か月以内に当該停止の原因となった事由を解消しないとき

（２）前条 （禁止事項） 各号のいずれかに該当するとき

（３）契約者自ら支払いの停止があったとき、支払い不能の状態に陥ったとき、破産手続開始・民事再生手続開始・会社更生手続開始もしくは特別精算開始の申立があったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、または自らを債務者とする仮差押え・保全差押さえもしくは差押さへの命令・通知が発送されたときなど、債務履行が困難であると当社が判断したとき

2．当社は、前項の規定により本サービスの利用契約を解除するときは、事前にその理由および解除日を契約者に通知します。

3．当社は、第 1 項に基づき本サービスを解除したことにより契約者、利用者またはその他の第三者に生じた損害について、責任を負わないものとします。

4．契約者は、第 1 項に基づき本サービスの利用契約が解除された場合は、既に発生した当社に対する債務および利用契約の解除日時点における月額利用料の全額を直ちに支払うものとします。

第 16 条（契約者の解約） 契約者は、本サービスの利用契約の全部又は一部を解約するときは、解約希望日の 1 ヶ月前までに当社所定の書面を提出するものとします。 2. （略） 3. 契約者は、本条第 1 項及び第 2 項に基づき本サービスの利用契約及び一部の利用を解約した場合は、既に発生した当社に対する債務及び利用契約の解約日時点における該当月額利用料の全額を当社が定める方法に従い、当社に支払うものとします。	第 16 条（契約者の解約） 契約者は、本サービスの利用契約の全部<u>または</u>一部を解約するときは、解約希望日の <u>1 か</u>月前までに当社所定の書面を提出するものとします。 2. （略） 3. 契約者は、本条第 1 項<u>および</u>第 2 項に基づき本サービスの利用契約<u>および</u>一部の利用を解約した場合は、既に発生した当社に対する債務<u>および</u>利用契約の解約日時点における該当月額利用料の全額を当社が定める方法に従い、当社に支払うものとします。
--	---

第 17 条（支払）

契約者は、別紙 1 に定める「サービス仕様書」に記載された本サービスの初期費用及び月額利用料を支払うものとします。

2.（略）

3. 当社は契約者の本サービスの月額利用料を別紙 1「サービス仕様書」に定める月額利用料金表に基づき、毎月 1 日時点の契約者の利用データを基に計算し、当月分の本サービスの月額利用料を確定し、当月 20 日までに請求書を契約者に交付するものとします。

4. 本サービスの月額利用料は、毎月 1 日から月末日までの 1 ヶ月の利用料とし、月の途中から利用開始した場合、当該月の月額利用料については日割りによる清算は行わず、契約者に請求しないものとします。

5. 本サービスの利用を終了する場合、当該利用終了月においては、月の途中で利用を終了した場合、当該月の日割りによる清算は行わず、1 ヶ月の月額利用料を請求するものとします。

6. 契約者は本条 3 項又は 5 項の当該請求書を受領し、適正な請求書であると認めた場合、当該請求書の受領月の翌々月の末日までに当社指定の方法にて月額利用料を支払うものとします。

7.（略）

8. 契約者は、第12条（利用の中断）及び第13条（利用の停止）に基づいて本サービスの利用が中断又は停止された場合でも、当該中断又は停止期間における利用料金の支払い義務を免れないものとします。

第 17 条（請求と支払）

契約者は、仕様書に記載された本サービスの初期費用および月額利用料を支払うものとします。

2.（略）

3. 当社は契約者の本サービスの月額利用料を仕様書に定める月額利用料金表に基づき、毎月 1 日時点の契約者の利用データを基に計算し、当月分の本サービスの月額利用料を確定し、当月 20 日までに請求書を契約者に交付するものとします。

4. 本サービスの月額利用料は、毎月 1 日から月末日までの 1 か月の利用料とし、月の途中から利用開始した場合、当該月の月額利用料については日割りによる清算は行わず、契約者に請求しないものとします。

5. 本サービスの利用を終了する場合、当該利用終了月においては、月の途中で利用を終了した場合、当該月の日割りによる清算は行わず、1 か月の月額利用料を請求するものとします。

6. 契約者は本条 3 項 または 5 項の当該請求書を受領し、適正な請求書であると認めた場合、当該請求書の受領月の翌々月の末日までに当社指定の方法にて月額利用料を支払うものとします。

7.（略）

8. 契約者は、第 12 条（利用の中断）および第 13 条（利用の停止）に基づいて本サービスの利用が中断または停止された場合でも、当該中断または停止期間における利用料金の支払い義務を免れないものとします。

第 18 条（遅延損害金） 契約者は、前条第 2 項及び第 6 項に定める支払期日を経過しても初期費用又は月額利用料の支払いがない場合は、当該支払期日の翌日から起算して支払日の前日までの期間について、年 14.5%の割合で算出した額の遅延損害金を当社に支払うものとします。 2. （略）	第 18 条（遅延損害金） 契約者は、前条第 2 項および第 6 項に定める支払期日を経過しても初期費用または月額利用料の支払いがない場合は、当該支払期日の翌日から起算して支払日の前日までの期間について、年 14.5%の割合で算出した額の遅延損害金を当社に支払うものとします。 2. （略）
第 19 条（損害賠償の範囲） 当社は、本サービスを提供すべき場合において、第 12 条（利用の中断）及び第 13 条（利用の停止）を除いて、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、本サービスを全く利用できないことを当社が認知した時刻から起算して連続 24 時間以上その状態が継続した場合に限り、契約者に生じた損害を賠償するものとします。 2. （略） 3. 本条に規定される責任は、契約者に対する当社の負担する賠償責任の全てであり、第1項に定める場合を除き、当社は本サービスの提供にあたって生じたいかなる損害についても責任を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重過失により本サービスを提供しなかったときは、この限りではありません。	第 19 条（損害賠償の範囲） 当社は、本サービスを提供すべき場合において、第 12 条（利用の中断）および第 13 条（利用の停止）を除いて、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、本サービスを全く利用できないことを当社が認知した時刻から起算して連続 24 時間以上その状態が継続した場合に限り、契約者に生じた損害を賠償するものとします。 2. （略） 3. 本条に規定される責任は、契約者に対する当社の負担する賠償責任の全てであり、第 1 項に定める場合を除き、当社は本サービスの提供にあたって生じたいかなる損害についても責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失により本サービスを提供しなかったときは、この限りではありません。

第 20 条（当社の情報管理責任） 当社は、本サービスを通じて登録・送受信される情報（以下「本情報」といいます）について、本サービスの提供・遅滞・変更若しくは中止等により本情報が消滅等しても、当社は責任も負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。 2. （略）	第 20 条（当社の情報管理責任） 当社は、本サービスを通じて登録・送受信される情報（以下「本情報」といいます）について、本サービスの提供・遅滞・変更<u>もしく</u>は中止等により本情報が消滅等しても、当社は責任も負いません。ただし、当社の故意<u>または</u>重大な過失による場合は、この限りではありません。 2. （略）
第 21 条（契約者の責任） 契約者は、本サービスの利用についての責任を負うものとします。 2. 契約者が、本サービスの利用に関連して、当社又は利用者に損害を及ぼした場合、契約者は当社又は利用者に対し、かかる損害の賠償をするものとします。	第 21 条（契約者の責任） 契約者は、本サービスの利用についての責任を負うものとします。 2. 契約者が、本サービスの利用に関連して、当社<u>または</u>利用者に損害を及ぼした場合、契約者は当社<u>または</u>利用者に対し、かかる損害の賠償をするものとします。
第 23 条（情報の削除） 当社は、第 20 条（当社の情報管理責任）に定める本情報が次の各号に該当すると判断したときは、契約者に通知することにより、本情報を削除することができます。 （1）第 14 条（禁止事項）各号のいずれかに違反したとき （2）本サービスの管理・保守上必要であると当社が判断したとき 2. 当社は、前項に基づいて本情報を削除したこと、又は本情報を削除しなかったことにより、契約者又は利用者に発生した損害については、責任を負いません。 3. 当社は、本サービスの利用契約が終了又は第15条に基づき解除したときは、契約者が本サービス利用のために登録した情報・データ等を速やかに削除します。	第 23 条（情報の削除） 当社は、第 20 条（当社の情報管理責任）に定める本情報が次の各号に該当すると判断したときは、契約者に通知することにより、本情報を削除することができます。 （1）第 14 条（禁止事項）各号のいずれかに違反したとき （2）本サービスの管理・保守上必要であると当社が判断したとき 2. 当社は、前項に基づいて本情報を削除したこと、<u>または</u>本情報を削除しなかったことにより、契約者<u>または</u>利用者に発生した損害については、責任を負いません。 3. 当社は、本サービスの利用契約が終了<u>または</u>第 15 条（契約の解除）に基づき解除したときは、契約者が本サービス利用のために登録した情報・データ等を速やかに削除します。

第 24 条（契約者への通知） 当社から契約者に対する通知については、本条の定めにより行われるものとします。 2．当社は、次の各号に該当する事由があるときは、その旨を電子メールまたは当社が適当と認める方法により契約者に通知します。 （1）本規約の内容変更 （2）新たなサービス及び機能の提供 （3）初期費用又は月額利用料の変更 （4）その他本サービスの提供条件の変更 3．（略）	第 24 条（契約者への通知） 当社から契約者に対する通知については、本条の定めにより行われるものとします。 2．当社は、次の各号に該当する事由があるときは、その旨を電子メールまたは当社が適当と認める方法により契約者に通知します。 （1）本規約の内容変更 （2）新たなサービスおよび機能の提供 （3）初期費用または月額利用料の変更 （4）その他本サービスの提供条件の変更 3．（略）
第 26 条（第三者への委託） 当社は、本サービスの利用契約に定める業務の全部又は一部を自己の責任において第三者に委託できるものとします。	第 26 条（第三者への委託） 当社は、本サービスの利用契約に定める業務の全部または一部を自己の責任において第三者に委託できるものとします。

第 27 条（反社会的勢力の排除） 契約者は、次の各号のいずれかーにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。 （１）自ら（法人その他の団体にあっては、自らの役員を含みます）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます）であること。 （２）（略） （３）（略） （４）自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。 （５）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。 （６）契約者が法人その他の団体の場合にあっては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。 ２．契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかーにでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。 （１）暴力的な要求行為 （２）法的な責任を超えた不当な要求行為 （３）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 （４）風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為	第 27 条（反社会的勢力の排除） 契約者は、次の各号のいずれかーにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。 （１）自ら（法人その他の団体にあっては、自らの役員を含みます）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます）であること。 （２）（略） （３）（略） （４）自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。 （５）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。 （６）契約者が法人その他の団体の場合にあっては、自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。 ２．契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかーにでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。 （１）暴力的な要求行為 （２）法的な責任を超えた不当な要求行為 （３）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 （４）風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
---	---

(5) その他前各号に準ずる行為	(5) その他前各号に準ずる行為
	<u>附則（令和 8 年 9 月 5 日 I & P 1 サ 000400000409-01）</u> <u>（実施期日）</u> <u>1 この改正規定は、令和 8 年 9 月 29 日から実施します。</u> <u>2 当社は、令和 8 年 9 月 29 日以降、マーケティング機能・オフラインシステム連携機能・HULFT 連携機能の申込みを終了し、本規約第 7 条（利用の申込）にかかわらず、申込みがあっても承諾いたしません。</u> <u>3 この改正規定実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u>